

令和7年11月21日

第 28 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和7年11月21日午後1時30分より、農村活性化センター2階集会室において、第28回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	2番	山 本 秀 弘
"	4番	落 雅 美 子
"	5番	宮 野 秀 二
"	6番	井 川 和 彦
"	7番	野 呂 栄 二
"	10番	土 居 義 和
"	11番	岡 渡 徹
"	12番	石 梅 之 裕
"	13番	田 田 裕 彦
"	14番	池 片 裕 彦
"	15番	山 曾 我 正 己
"	16番	細 山 正 己

3. 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	中 岡 博 晃
"	3番	川 合 一
"	8番	松 村 雄
"	9番	坂 本 純 科

4. 本日、この会議に参与したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事 務 局 長	佐々木 孝 太
	事 務 局 次 長	佐 藤 隆 広
農 地 係 主 任	篠 原 司	

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 現況証明願いについて

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進
計画（案）の決定について

(開会宣言の時刻午後1時30分)

細山議長

定刻になりましたので、ただ今から第28回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、12名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、1番、中岡委員、3番、川合委員、8番、松村委員、9番坂本委員は所用のため、欠席する旨、届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴についてご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案3件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一 同

議長指名

細山議長

議長指名ということですので、私の方から指名させて頂きます。

6番・井川委員、14番・片山委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

報告第1号 現況証明願いについてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主任

ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第1号、現況証明願いについて。

このことについて、下記の者から現況証明願いがあったので実情検討の上、証明の可否について審議採決願いたい。

令和7年11月21日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、■■■■■■■■■、■■■■、土地の表示、■■■■■■■■■、地目、公簿畠、現況農地採草放牧地以外、面積■■■■■m²、調査年月日につきましては、令和7年11月14日、調査委員につきましては、宮野委員、石岡委員、池田委員の3名で調査を行ってございます。調査委員の所見につきましては、現況申請可相当でございます。

5ページをお開き願います。

申請地につきましては、■■■■■■■と■■■■■■■の■■■■■の色塗り部分の土地でございます。補足説明といたしまして、申請番号

1番については、年月日不詳より農地として利用されておりません。今回の申請であります、現況証明後に地目変更登記をするものでございます。

3ページにお戻りください。

6ページをお開き願います。

4ページにお戻りください。

7ページをお開き願います。

以上3件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

細山議長

ただいまの説明に関連して、申請番号1番ないし2番につきまして現地調査を行った調査委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

11 番

申請番号1番ないし2番の現況証明願いについて、11月14日、事務局を含め、宮野委員、池田委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

調査の結果、申請番号1番については、年月日不詳より雑種地として利

用され、農地として利用されておらず、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

申請番号2番については、年月日不詳より駐車場として利用され、農地として利用されておらず、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

以上の調査状況から、申請番号1番ないし2番については本申請地に農地性は無く、農地採草放牧地以外であり「現況申請可相当」との意見で一致しました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

細山議長 次に申請番号3番につきまして現地調査を行った調査委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番 申請番号3番の現況証明願いについて、11月14日、事務局を含め、山本委員、松村委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

調査の結果、申請番号3番については、平成11年月日不詳より宅地として利用され、農地として利用されておらず、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

以上の調査状況から、申請番号3番については本申請地に農地性は無く、農地採草放牧地以外であり「現況申請可相当」との意見で一致しました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

細山議長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

細山議長 ご異議がないようですので、議案第1号につきまして申請のとおり可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主任 ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和7年11月21日提出、余市町農業委員会会长、細山正己。

■■■、土地の表示につきましては、■■■■■■■■■、地目、公簿現況ともに畠、面積■■■m²。事業内容につきましては、直売所及び休憩所設置のためでございます。

工事計画年月日につきましては、許可後でございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のbの規定に該当するでございます。

備考につきましては、都市計画区域内、農用地区域内でございます。

9ページをお開き願います。

農地法第4条調査書につきましては、10ページから11ページに記載しております。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。

ここで暫時休憩といたします

(休憩中に農用地利用集積等推進会議開催)

(休憩時間午後1時41分～午後1時48分)

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたします。

佐藤次長 ただ今、上程されました議案第3号につきまして、朗読説明させていただきます。

12ページをお聞き願います

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画(案)の決定について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、余市町長より意見を求められた、別紙、農用地利用集積等促進計画(案)について決定し、同法第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に

対して計画を定めるべき旨の要請をすることについて、審議採決願いたい。

また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合は、即日認可することについて、併せて、審議採決願いたい。

令和7年11月21日提出 余市町農業委員会 会長 細山正己。

手数料につきましては、手数料■■■■■円 消費税■■■■■円 計■■■■■円を対価から差し引くものでございます。

14ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

15ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

手数料につきましては、手数料■■■■■円 消費税■■■■円 計
■■■■■円を対価に追加するものでございます。

17ページをお開き願います。

2. 共通事項でございます。

18ページをお開き願います。

別紙 所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

19ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

20ページをお開き願います。

申出地は、□□□□□□□から□□□□□□□を経由し、□□□□□

■■■■■の色塗り部分の土地となっております。

21ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成に係る農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項確認書でございます。

農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当する必要があり、当該申し出により作成された計画（案）の内容は、すべて要件を満たしていると考えます。

議案第3号につきましては、以上でございます。

以上、上程されました議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、ご説明申し上げましたので、各委員におかれましては、よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
議案第3号について、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

細山議長 ご異議がないようですので、議案第3号につきまして申請のとおり可といたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第28回総会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございます。

(閉会宣言の時刻 午後1時54分)
(本会議所要時間 17分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議長 余市町農業委員会 会長

議事録署名委員 余市町農業委員 6 番

議事録署名委員 余市町農業委員 14 番